

入札公告

次のとおり、事後審査型一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

第1 入札に付する事項

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 入札件名 | 奈良県広域水道企業団五條事務所
水道料金徴収等包括的業務委託 |
| (2) 業務内容 | 仕様書のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約の日から令和10年11月30日まで |
| (4) 履行期間 | 契約の日から令和10年11月30日まで |
| (4) 履行場所 | 五條市本町3丁目1番13号
奈良県広域水道企業団 五條事務所 |
| (5) 最低制限価格の設定 | 無し |
| (6) 入札方法等 | 郵便入札による。他、入札説明書記載のとおり |
| (7) その他 | |

この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の削減又は減額があった場合は、契約を解除することがある。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 令和7・8年度五條市物品・役務登録業者一覧表に、上下水道料金・検針業務で登録されている者。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 建設工事入札参加停止要綱又は物品・役務入札参加停止要領による入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 国税、県税、五條市税及び五條市に対する債務について、滞納のない者。
- (7) 暴力団等排除措置要件に該当していない者。
- (8) 入札に参加する者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。
※同一の入札で事業協同組合等と当該組合員とは同時に参加できない。
- (9) 公告日から過去5年間において、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体に対して、五條市給水人口と同等規模以上の水道事業者と上下水道料金・検針業務委託契約を受注者として締結し、それらを誠実に履行している者。

第3 入札の日程等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付方法

- ① 入手方法 奈良県広域水道企業団ホームページからのダウンロード
- ② 令和7年10月20日(月)から令和7年11月12日(水)まで

(2) 入札に関する質問

入札に関する質問は、まとめて1回のみとし次のとおり電子メール又はFAXによる質問書(様式1の2)の提出に限り受け付けます。

- ① 受付期間 公告日から令和7年10月24日(金) 正午まで
- ② 提出方法等 第4に掲げる担当部局まで電子メール又はFAXにて提出してください。

※提出後、担当課まで、送信したことを電話連絡してください。

- ③ 回答方法 質問があった場合、令和7年10月27日(月)午後5時までに質問及び回答の内容をまとめて奈良県広域水道企業団ホームページに掲載します。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限りません。

(3) 入札書の到着期限

- ① 令和7年11月12日(水) 必着
- ② 〒637-8799 日本郵便五條郵便局留
奈良県広域水道企業団 五條事務所 水道課行

※簡易書留郵便による。

※入札書は、令和7年11月3日以降に郵送を開始してください。郵便局留の保管期限は、郵便局に到着した日の翌日から起算して10日間のため、到着期日までに返送されないようご注意ください。

(4) 開札の日時及び場所

- ① 令和7年11月13日(木) 午前10時00分
- ② 五條市本町3丁目1番13号 奈良県広域水道企業団五條事務所2階会議室

第4 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒637-0041 奈良県五條市本町3丁目1番13号
奈良県広域水道企業団 五條事務所 水道課
電話 0747-22-4001 (内線 322)
FAX 0747-22-4018
電子メール gojo-suido@union.nara-water.lg.jp
奈良県広域水道企業団ホームページ <https://www.union.nara-water.lg.jp/>

第5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 要する。

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。

ただし、五條市契約規則(昭和39年4月五條市規則第4号)第22条第1項各号の規定に該当する場合(下記ア又はイ(下記ア、イ又はウ))は免除します。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。

イ 契約締結予定日より過去2年間に本市又は国若しくは他の地方公共団体と本市が同等と認める契約（種類及び規模をほぼ同じくする契約）を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

ウ 契約金額が少額であり本市又は国若しくは他の地方公共団体と契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した者

(3) 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札、入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する経費については落札者による負担とします。

(5) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

(6) 落札者は、五條市契約規則第19条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

(7) その他詳細は、入札説明書記載のとおり。